

就学援助制度のご案内

香取市では、経済的な理由により就学にお困りのご家庭に対して、学用品の一部や給食費の援助をする就学援助制度があります。

1 就学援助を受けることができる方

1) 香取市に住所を有し、香取市内の公立小中学校に通うお子さんのいるご家庭で、下記のいずれかに該当し、かつ世帯の収入等に基づき教育委員会が援助を必要と認めた方となります。

- ① 生活保護を受けている
- ② 生活保護が停止又は廃止になった
- ③ 市民税が非課税である
- ④ 国民年金保険料が全額免除されている
- ⑤ 児童扶養手当を受けている
- ⑥ その他経済的に困っている特別の事情がある

2) 香取市に住所を有し、東日本大震災・熊本地震により自宅（住家）が被災し、り災証明書（特定被災地方公共団体・特定被災区域発行）の判定区分が半壊以上で、かつ世帯の収入等に基づき教育委員会が援助を必要と認めた方。

ただし、上記には該当しないが、申請をする際に、昨年と比べて収入額等に変化が生じているときは、申請年の収入見込額で審査しますのでご相談下さい。

2 援助の内容

(1) 生活保護を受けている世帯の児童生徒

- ・ 修学旅行費
- ・ 医療費（学校の定期健康診断で発見されたむし歯等、定められた疾病の治療費）
- ・ 交通災害共済掛金（加入希望者のみ）※5月認定者まで

(2) その他の世帯の児童生徒

費目	小学校 (年額)	中学校 (年額)	内 容
学用品費	11,630円	22,730円	前期・後期に分けて支給 小 5,815円×2 中11,365円×2
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生は除く
宿泊を伴わない 校外活動費	実費 上限1,600円	実費 上限2,310円	参加するために直接必要な交通費及び見学科 (年1回とする)
宿泊を伴う 校外活動費	実費 上限3,690円	実費 上限6,210円	参加するために直接必要な交通費及び見学科 (年1回とする)
新入学児童生徒 学用品費等	57,060円	63,000円	小・中学校とも1年生（※原則入学前に支給） 入学前未支給の場合は、4月認定者のみ支給
修学旅行費	実費	実費	参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科 及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
クラブ活動費	—	実費 上限5,000円	中学校1から2年生の部活動加入者で、当該活動を行 う生徒全員が用意する用具の購入費及び経費
医療費	窓口負担分	窓口負担分	学校の定期健康診断で発見されたむし歯等、定めら れた疾病の治療費のみ
学校給食費	実費 月額5,300円	実費 月額6,000円	学校給食費として徴収する経費
交通災害共済掛金	350円	350円	加入申込者のみ（5月認定者まで）

3 申請の方法

学校及び学校教育課にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して学校へ提出して下さい。

必要書類

※申請理由が①及び②の方については、必要ありません。

※申請理由が③～⑥及び1の2)の方は、以下の書類が必要です。

児童生徒と生計を一にしている世帯全員のものがが必要です。

- ・ 給与収入の方 令和5年分源泉徴収票の写し又は確定申告書(1表・2表)の写し
- ・ 自営業等の方 令和5年分の確定申告書(1表・2表)の写し
令和6年度市民税申告書(表・裏面)の写し
(収支内訳書、青色申告決算書等必要経費のわかる書類の写しも必要です)
- ・ 年金収入の方 令和5年分公的年金等の源泉徴収票又は年金振込通知書等の写し
- ・ その他の収入 収入の内容に応じて必要書類が異なりますので、担当へ確認してください

※世帯員の中で下記事項に該当する方は、収入の目安額の加算となりますので、内容・等級が分かる書類の写しが必要です。

身体障害者手帳 1, 2, 3 級 精神障害者手帳 1, 2 級、障害年金 1, 2 級

※申請理由が1の2)の方は下記の書類も必要です。

「り災証明書」(全壊、大規模半壊または半壊)の写し

4 申請期限 随時(最終・令和7年2月末日)

認定年月日は、申請書を受理した月の翌月1日となります。

申請をお考えの方は、お早めに手続きをお願いします。

【問い合わせ先】 香取市教育委員会学校教育課 ☎0478-50-1239

認定になる収入の目安額

(R6.4 現在)

家族構成(年齢)	持ち家	借家
2人家族(35・9)	195万円	282万円
3人家族(65・41・14)	270万円	358万円
4人家族(35・30・9・4)	295万円	382万円
5人家族(40・35・13・9・4)	358万円	446万円
6人家族(60・40・35・13・9・4)	407万円	494万円
ひとり親等2人家族(35・9)	231万円	318万円
ひとり親等3人家族(65・41・14)	307万円	394万円
ひとり親等4人家族(35・12・9・4)	350万円	437万円

※収入は児童生徒と生計を一にしている世帯全員の合算です。

※この表はおおよその目安額です。家族構成・年齢などによって限度額が変わります。